

〔様式〕

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

		省庁名等	会計検査院
ご意見をいただく事項	第2 - 9 - (2) 国の公金の支出の適法性を確保するための納税者訴訟の創設について		
<p>実務に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>現段階では、制度の内容等が明確でなく、取扱件数等も予測できないことから、本院の実務に与える影響の有無、内容及び程度については不明である。</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p>いわゆる納税者訴訟制度を創設する場合には、本院の憲法上の独立性との関係、地方公共団体の制度をそのまま国に当てはめることの妥当性、本院と裁判所との関係、検査請求を受ける場合の本院の検査権限との関係、本院の通常の検査業務との関係等について、理論的にも実務的にも、慎重かつ十分な検討が必要であると考えます。</p>			